

令和3年度

## 墓地公園特別枠募集

墓地公園では、以下に該当する方を対象に特別枠（生前枠・改葬枠）の募集を行います。  
 【問】環境衛生課 ☎712・6526



特別枠の種類	
生前枠	将来ご自分が亡くなった場合に備えて、墓地公園で生前申し込みを希望する方
改葬枠	すでにお寺などに埋蔵した焼骨がある方で、墓地公園への改葬（焼骨を移すこと）を希望する方
墓地の種類	
通常墓所(3.0m区画)	決められた区画内に墓碑を建立し、その下に焼骨を埋蔵する、緑鮮やかな家族墓
小型墓所(1.5m区画)	樹林を墓標として、その下に焼骨を埋蔵する共同埋蔵方式のお墓

## 募集の区分

通常墓所・小型墓所	各30人
樹林墓地	▶生前枠（1体用・2体用）…200人 ▶改葬枠…50人

※多数は抽選。樹林墓地の生前枠については、当選倍率が同程度になるよう各区分の申込者数に応じて、当選人数を割り振ります

## 対象

下記のとおり

## 費用

通常墓所	▶使用料…45万円（30年分） ▶管理料…年5610円（消費税込）
小型墓所	▶使用料…22万5000円（30年分） ▶管理料…年2800円（消費税込）
樹林墓地	▶使用料…12万円（1人または1焼骨につき）

## 申込

期間 6月1日(火)～30日(水)午後5時まで

申込書を、直接、環境衛生課（市役所6階）へ。申し込みには84円切手（募集区分1つにつき1枚）が必要となります。詳しくは、募集案内または市ホームページをご覧ください。

※申込書と募集案内は6月1日(火)から、市ホームページからダウンロードまたは環境衛生課・墓地公園管理事務所で配布

募集開始から1週間程度は窓口が混み合いますので、混雑日を避けての申し込みにご協力ください

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、1人での来庁にご協力ください

## 通常墓所・小型墓所の資格要件（次のすべての要件を満たすこと）

## 生前枠

- 令和3年10月15日時点で、浦安市に継続して10年以上居住しており、住民登録がある。または、10月15日時点で、浦安市に継続して3年以上居住、かつ通算15年以上居住し、住民登録がある
- 令和3年10月15日時点で、70歳以上である

- 申し込み者自身が死亡した後に、その焼骨が墓地公園に埋蔵されるよう、あらかじめ納骨予定者を選定できる
- 属する世帯内で、墓地公園内に墓所を持っていない
- 令和3年11月1日から1年以内に墓碑を設置できる

## 改葬枠

- 令和3年10月15日時点で、浦安市に継続して3年以上居住しており、住民登録がある。
- 埋蔵したことがある焼骨がある
- 令和3年11月1日から1年以内に墓碑を設置し、遺骨を納骨できる

- 焼骨に対して、祭しを主宰すべき立場により近い方（喪主など）で、焼骨の方から見て、少なくとも以下の続柄の方
  - ▶生存配偶者 ▶3親等以内の血族（子、父母、兄弟姉妹など）
  - ▶2親等以内の姻族（義子、義父母など） ▶養子または養父母
- 属する世帯内で、墓地公園内に墓所を持っていない

## 樹林墓地の資格要件（次のすべての要件を満たすこと）

## 生前枠

- 令和3年10月15日時点で、浦安市に継続して1年以上居住しており、住民登録がある
- 令和3年10月15日時点で、65歳以上である
- 申し込み者自身が死亡した後に、その焼骨が墓地公園に埋蔵されるよう、あらかじめ納骨予定者を選定できる
- 樹林墓地に埋蔵後は、焼骨を返還できないことに同意できる

## ①申し込み方が、いずれも存命である場合

- いずれも令和3年10月15日時点で、浦安市に継続して1年以上居住しており、住民登録がある
- いずれも令和3年10月15日時点で、65歳以上である
- 双方が死亡した場合においても、その焼骨が墓地公園に埋蔵されるよう、あらかじめ納骨予定者を選定できる
- 樹林墓地に埋蔵後は、焼骨を返還できないことに同意できる

## ②申し込み方のいずれかが存命である場合

- 存命である方が、令和3年10月15日時点で、浦安市に継続して1年以上居住しており、住民登録がある
- 存命である方が、令和3年10月15日時点で、65歳以上である
- 存命である方が死亡した後に、その焼骨が墓地公園に埋蔵されるよう、あらかじめ納骨予定者を選定できる
- 樹林墓地に埋蔵後は、焼骨を返還できないことに同意できる
- 2体用で申し込む焼骨に対して、祭しを主宰すべき立場により近い方（喪主など）で、焼骨の方から見て、少なくとも以下の続柄の方
  - ▶生存配偶者 ▶3親等以内の血族（子、父母、兄弟姉妹など） ▶2親等以内の姻族（義子、義父母など） ▶養子または養父母

## 改葬枠

- 令和3年10月15日時点で、浦安市に継続して1年以上居住しており、住民登録がある
- 埋蔵したことがある焼骨をお持ちである
- 樹林墓地に埋蔵後は、焼骨を返還できないことに同意できる
- 焼骨に対して、祭しを主宰すべき立場により近い方（喪主など）で、焼骨の方から見て、少なくとも以下の続柄の方
  - ▶生存配偶者 ▶3親等以内の血族（子、父母、兄弟姉妹など） ▶2親等以内の姻族（義子、義父母など） ▶養子または養父母

ID 1014282